



市 章

大津市公報

平 成 25 年 5 月 31 日
号 外 (第 41 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企業局管理規程

- 9 大津市ガス供給規程の一部改正..... 1
- 10 大津市ガス大口供給に関する規程の一部改正..... 1
- 11 大津市ガス選択供給条件に関する規程の一部改正..... 1

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第9号

大津市ガス供給規程（昭和52年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第4条第4項中「又は家庭用ガス温水床暖房契約」を「、家庭用ガス温水床暖房契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約」に、「又は家庭用ガス温水床暖房システム」を「、家庭用ガス温水床暖房システム又は家庭用コージェネレーションシステム」に改める。

第6条第1項第5号中「又は家庭用ガス温水床暖房契約」を「、家庭用ガス温水床暖房契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約」に改める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第10号

大津市ガス大口供給に関する規程（平成7年企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第3条各号を次のように改める。

使用者について個別のガスの使用状況を反映した供給条件を設定する必要がある、一般的な供給条件になじまないものであること。

他の使用者の利益の増進に資するものであること。

本市が行うガス事業の健全な経営に資するものであること。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第11号

大津市ガス選択供給条件に関する規程（昭和54年企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第4条中「、時間帯別A」を削り、「及び輸送向け圧縮天然ガス用B」を「、輸送向け圧縮天然ガス用B及びコージェネレーションシステム割引」に改める。

別表空調用Aの項第3号中「800倍」を「600倍」に改め、同項第5号中「75パーセント」を「70パーセント」に改め、同表時間帯別Aの項を削り、同表時間帯別Bの項第5号中「75パーセント」を「70パーセント」に改め、同表に次のように加える。

コージェネレーションシステム
割引

主契約として時間帯別B契約（契約年間負荷率が75パーセント以上かつ契約最大使用量倍率が1,000倍以上であるものに限る。）又は業務用季節別A契約（契約最大使用量倍率が1,000倍以上であるものに

	限る。)を締結すること。 コージェネレーションシステムを使用すること。 コージェネレーションシステムの定格発電出力(機器容量)が5キロワット以上であること。
--	--

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。